

山梨県公報

第七百九十八号

平成十九年

十月十一日

木曜日

目次

保安林の指定の予定(九件).....	七〇三
道路の区域変更.....	七〇六
道路の供用開始.....	七〇六
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....	七〇六
建築基準法に基づく道路位置指定(二件).....	七〇九
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件).....	七二〇
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....	七二一
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業等の廃止.....	七二一
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定.....	七二二
平成十九年度山梨県准看護師試験の実施.....	七二二
大規模小売店舗の新設に関する届出.....	七二三
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見.....	七二四
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件).....	七二四

告 示

山梨県告示第三百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

甲府市上積翠寺町字深草一四一三、一四一四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字深草一四一三・一四一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

甲府市竹日向町字突崩沢一〇八七、一〇八八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字突崩沢一〇八七・一〇八八(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

甲府市上積翠寺町字日影田二二九九の一、一三〇三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影田二二九九の一・一三〇三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

都留市朝日馬場字松木裏一六八から一七一まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市白州町横手字前山四三四三の一五三、四三四三の一五五、四三四三の内一五

四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字前山四三四三の一五三・四三四三の内一五四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡早川町小縄字奴多一七八、一八五、一九〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奴多一七八・一八五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一九〇

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町清子字丸山一〇二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字丸山一〇二八（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町三沢字楠田四四九六、四四九八、四四九八の乙、四五二一、四五六

七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字楠田四五二一（次の図に示す部分に限る。）、四四九六、四四九八、四四九八の乙、四五六七

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町本郷字沢奥一〇四〇〇の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十一月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道

二 路線名 遅沢静川線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊一九四六番の三地从先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊一九三四番地先まで	一〇・六 二二・八	一〇・六 二二・八	九三・〇	九三・〇

山梨県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年十一月一日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	遅沢静川線	南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊一九三四番地先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字志坊一九〇四番の二地先まで	八〇・八	平成十九年 十月十一日
		南巨摩郡身延町大字遅沢字前田 一八〇〇番の三地从先から 南巨摩郡身延町大字遅沢字前田 一八二五番の二地先まで	一八九・二	

山梨県告示第三百六十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木部防課及び富士・東部建設事務所において縦覧に供する。

平成十九年十月十一日

一 土砂災害警戒区域

山梨県知事 横内 正明

富士吉田市														市町村名		
東町の2	東町	下吉田の2	東町	新開	下吉田	諏訪	南川久保	上吉田の3	上吉田の2	新屋	白糸町の5	白糸町の4	白糸町の3	2	白糸町・白糸町の	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
次の図のとおり (図面省略)															土砂災害警戒区域の表示	

東沢	新田2	向原2	向原1	新田	小明見	大明見	赤坂の2	新倉の2	浅間町の2	浅間	浅間町2	浅間町1	新倉2	新倉1	東町の5	東町の4	東町の3
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

大石沢の2	大石沢の1	石屋ヶ沢の2	入山沢の1	入山川3	入山川2	入山川1	平山沢	かなな堀沢	古屋川	吉原沢	明見沢2	明見沢1	大沢川4	大沢川3	大沢川2	大沢川1	向沢2	向沢1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

富士吉田市										市町村名	二 土砂災害特別警戒区域				
下吉田	諏訪	南川久保	上吉田の3	上吉田の2	新屋	白糸町の5	白糸町の4	白糸町の3	2 白糸町・白糸町の	土砂災害特別警戒区域の名称	海久保沢	不動沢2	不動沢1	西沢	要沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり (図面省略)										土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項					

小明見	大明見	赤坂の2	新倉の2	浅間町の2	浅間	浅間町 2	浅間町 1	新倉 2	新倉 1	東町の5	東町の4	東町の3	東町の2	東町	下吉田の2	東町	新開
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山梨県告示第三百六十三号
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第五号に規定する道路

不動沢 2	大石沢の2	大石沢の1	石屋ヶ沢の2	入山川 1	平山沢	かなな堀沢	吉原沢	明見沢 2	明見沢 1	大沢川 4	大沢川 2	大沢川 1	新田 2	向原 2	向原 1	新田
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
南アルプス市飯野字街道端三六二〇番一八
- 二 道路の幅員
五・〇〇メートル
- 三 道路の延長
一・二二メートル

山梨県告示第三百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
南アルプス市飯野字街道端三六二〇番一七
- 二 道路の幅員
四・五〇メートル
- 三 道路の延長
一・六一三メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成十九年九月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人予科練の灯を守る会

2 代表者の氏名 雨宮 謙

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市勝沼町休息千七百三十六番地

4 定款に記載された目的

この法人は、太平洋戦争末期に、国のため直接戦争に参加すべく少年ながら中途進学を断念し、予科練等の軍機関に入隊した志願兵を特別少年志願兵と呼称し、当該集団の中で山梨予科練十四期会が中心となって、その特別少年志願兵を太平洋戦争時の重点調査対象として、その関連諸資料を収集し、整理し、併せ保管し、活用する等の活動を展開し、太平洋戦争における特別少年志願兵の実態と存在意義を探り、同時に広く太平洋戦争の真相を究める諸調査活動にも協力し、以て日本近代史解明の一端を担いつつ、歴史学の振興に寄与するを主目的とする。

加えて、この法人の活動によって、少年志願兵の共通した特性、特にその厳しい訓練そのものが、自由放任傾向の強い今日の社会では得難いものとして、その長所を広く世に伝え、後世にも残す活動を展開することによって、社会教育の健全な発展に寄与することも目指す。

三 縦覧期間 平成十九年九月二十一日から同年十一月二十日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成十九年九月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人チームAlice

2 代表者の氏名 木村淳子

3 主たる事務所の所在地 甲府市中央二丁目十四番六号 服部ビル二階

4 定款に記載された目的

この法人は、一般の人々に対して、主に男女共同参画社会の形成の促進に関する

事業を行い、一人ひとりが性別等にとらわれることなく自らの能力を高め、そしてそれを十分生かすことができる社会づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十九年九月二十七日から同年十一月二十六日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	指定年月日
シヨートステイリブズ笛吹	笛吹市御坂町成田二四七七番地一	一九七二八〇〇四三六	介護予防短期入所生活介護	平成十九年八月一日
シヨートステイリブズ笛吹	笛吹市御坂町成田二四七七番地一	一九七二八〇〇四三六	短期入所生活介護	平成十九年八月一日
デイサービスかすがいの家	笛吹市春日居町小松一〇一三番地	一九七二八〇〇四五一	通所介護	平成十九年八月一日
愛の家居宅介護支援センタ―甲府	甲府市後屋町九七番地一	一九七〇一〇二三七〇	居宅介護支援	平成十九年八月一日
指定居宅介護支援事業所あやめ	甲府市中小河原町五〇七番地一二	一九七〇一〇二三六二	居宅介護支援	平成十九年八月一日
指定居宅介護支援事業所にっこり	南アルプス市百々三四六八番地四三	一九七二六〇〇五五四	居宅介護支援	平成十九年八月一日

街のパンセテイサービスセンター	甲府市朝日五丁目四番一六号	一九七〇一〇二三五四	介護予防通所介護	平成十九年八月十日
有限会社みやびみやび勝沼薬局	甲州市勝沼町勝沼九四三番地六	一九四二二〇二二九	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年八月十六日
有限会社みやびみやび勝沼薬局	甲州市勝沼町勝沼九四三番地六	一九四二二〇二二九	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年八月十六日
尚古園中央デイサービスセンター	甲府市中央一丁目一六番一丁号	一九七〇一〇二三九六	通所介護	平成十九年八月二十三日

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条及び第百十五条の五の規定により、次の指定居宅サービス事業者等から指定居宅サービス事業者等の廃止の届出があった。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	介護保険事業番号	サービスの種類	廃止年月日
アロマ調剤薬局笛吹店	笛吹市石和町東高橋一三〇番地三	一九四二八二〇二七五	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年八月六日
アロマ調剤薬局笛吹店	笛吹市石和町東高橋一三〇番地三	一九四二八二〇二七五	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年八月六日
ケンビ歯科	甲斐市龍地二五二九番地一	一九三二七〇〇二五四	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年八月三十一日

ケンビ歯科	甲斐市龍地二 五二九番地一	一九三二七〇〇 二五四	介護予防訪問リ ハビリテーション (みなし)	平成十九年八月 三十一日
ケンビ歯科	甲斐市龍地二 五二九番地一	一九三二七〇〇 二五四	介護予防訪問看 護(みなし)	平成十九年八月 三十一日
ケンビ歯科	甲斐市龍地二 五二九番地一	一九三二七〇〇 二五四	居宅療養管理指 導(みなし)	平成十九年八月 三十一日
ケンビ歯科	甲斐市龍地二 五二九番地一	一九三二七〇〇 二五四	訪問リハビリテ ーション(みな し)	平成十九年八月 三十一日
ケンビ歯科	甲斐市龍地二 五二九番地一	一九三二七〇〇 二五四	訪問看護(みな し)	平成十九年八月 三十一日
医療法人財団 交道会しもべ 病院	南巨摩郡身延 町下部一〇六 三番地	一九一〇七一 一一六	介護予防通所リ ハビリテーション	平成十九年八月 三十一日
医療法人財団 交道会しもべ 病院	南巨摩郡身延 町下部一〇六 三番地	一九一〇七一 一一六	通所リハビリテ ーション	平成十九年八月 三十一日

● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、
 次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)
 として指定した。

平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

名 称	所 在 地	担当する医療の種類
-----	-------	-----------

市川三郷町立病院	市川三郷町市川大門四二八番地一	腎臓に関する医療
ウエルシア薬局ナ カヤ石和店	笛吹市石和町井戸七二番地	薬局(調剤)
みさき薬局竜王	甲斐市篠原三二番地一	薬局(調剤)

● 平成十九年度山梨県准看護師試験の実施
 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定により、平成
 十九年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

- 一 試験日時 山梨県知事 横 内 正 明
 平成二十年二月二十四日(日)午後一時から午後三時三十分まで
 - 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 学校法人山梨学院
 - 三 試験方法 筆記試験
 - 四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第二十三条に
 規定する科目
 - 五 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。
 - 六 提出書類
 - 1 受験願書
 - 2 履歴書
 - 3 受験資格を有することを証明する書類
 - 4 写真(出願前六月以内に脱帽のうえ正面から撮影した縦六センチメートル、横四
 センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。)
 - 七 受験手数料
 六千九百円(受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、
 消印はしないこと。)
- 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

八 受験願書の配布場所及び期間

平成十九年十二月三日(月)から同月二十八日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当(甲府市丸の内一丁目六番一号)において交付する。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

2 提出方法

持参すること(郵送は認めない。)

3 受験願書の受付期間

平成二十年一月七日(月)から同月十一日(金)までの、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。

十 その他

詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五 二二三 一四八三)に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十年二月十一日まで縦覧に供する。
平成十九年十月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 ロック開発株式会社 代表取締役 羽間和彦

2 住所 東京都千代田区神田佐久間河岸六十七

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 ロックシティ山梨中央

(二) 所在地 中央市医大南部土地区画整理事業地内七十七の一街区二画地外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住	所
--------	---	---

マックスバリュ東海株式会社
代表取締役 内山一美

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

株式会社ヤマダ電機 代表取締役
山田昇

群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の十一

株式会社ユニクロ 代表取締役
柳井正

山口県山口市佐山七百十七番地一

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年五月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万八千三百五十平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 千四百八十八台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 五百二十四台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 四百八十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 百四十六立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ東海株式会社	二十四時	

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び葦崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葦崎市穂坂町宮久保字三百水七百三十四番地 日邦プレシジョン株式会社 代表取締役 古屋正次

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番